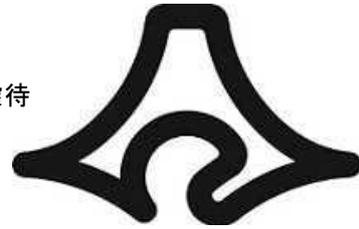


提供日 令和7年6月23日
タイトル 児童福祉法第33条の16の規定に基づく被措置児童等虐待
件数の公表
担当 健康福祉部 こども若者局こども家庭課
連絡先 こども家庭班 TEL 054-221-3760



令和6年度における被措置児童等虐待の件数

1 被措置児童虐待とは

乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、里親などに措置等をされている児童が、施設職員等から虐待を受けること。

2 公表制度の概要

県は、児童福祉法第33条の16の規定に基づき、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があった場合に講じた措置等を公表している。

3 被措置児童等虐待の概要

児童福祉施設等に措置されている児童からの届出、通告等について、令和6年度に県による調査を行った結果、被措置児童等虐待に相当する行為が1件あった。

No.	施設等の種別	施設職員等 職種	被措置児童等 の虐待の類型	虐待を受けた 被措置児童等の状況		
				性別	年齢階級	人数
(1)	児童養護施設	主任児童 指導員	身体的虐待	男	10代	1人

4 県が講じた措置

(1) 児童養護施設への改善指導

令和6年9月、当該施設へ児童福祉法の規定に基づき改善指導を行い、令和6年10月に施設から県に対して職員研修の強化や職員体制改善等に係る改善計画書が提出された。

加えて、毎年実施している指導監査時に改善状況の確認等を行っている。

5 過去の被措置児童等虐待件数

年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
件数	2件	0件	2件	1件	2件